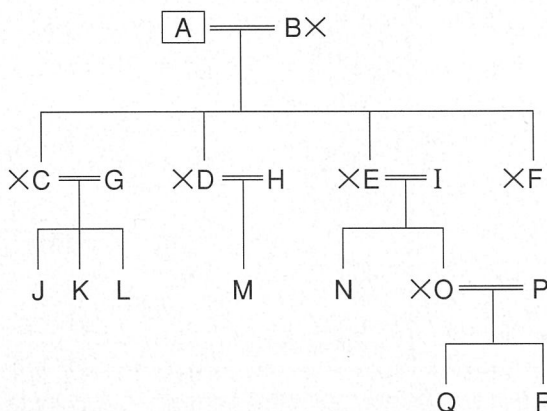




1、代襲相続

相続人（本来の相続人）が被相続人より先に死亡している場合に、その相続関係はどうなるのでしょうか。これが代襲相続の問題です。

2、次のような関係を考えましょう。



上図は、
四角で囲んだAが被相続人、Bはその配偶者（妻）。
婚姻関係は横二本線で表示）。Bは夫の死亡前に既に死亡。

C・D・E・FはA・B間の子（嫡出子。血族関係は細実線で表示）。

それぞれG・H・Iと婚姻（結婚）、Fは独身。

J・K・LおよびMならびにN・Oはそれぞれの間の子（被相続人からすれば孫）。

OはPと婚姻し、その間の子がQ・R（被相続人のひ孫）。

×印は、原則として被相続人より先に（被相続人につき相続開始前に）死亡していることを表示。

（以下、その都度の説明は省略します。相続関係図の約束ごとはだいたいお判りいただけると思います）

3、左図は、被相続人Aが死亡して相続が開始する以前に、その子であり第1順位の相続人であるC・D・E・Fが既に死亡している場合です。なお配偶者（妻B）が先に死亡したとするのは相続分の計算の便宜のためで、配偶者が子とともに相続する場合の相続分は1/2ですから、B生存とすれば、他の相続人（代襲相続人）の相続分は後記の計算の更に1/2となります。）

4、代襲相続に関する民法の定めは、第887条第2、3項、第889条第2項および第901条です。左図には、このうちの第887条第2、3項および第901条第1項が適用されます。

5、すなわち、本来の相続人である子が被相続人より先に（相続開始前に）死亡している場合、その子（被相続人の孫）が親（被相続人の子として本来の相続人である者）に代わって（代襲して）相続人となります。この場合、被相続人の子である本来の相続人を被代襲者といい、被代襲者の子（被相続人の孫）を代襲相続人と呼びます。そして、左図の場合、本来の代襲相続人であるOが相続開始前（被相続人Aの死亡前）に既に死亡しているので、Oの子（被相続人Aのひ孫）Q・RがOを代襲します（したがって、Oが被代襲者、QとRが代襲相続人—再代襲相続）。

このように、被相続人の子、孫、ひ孫…（これらを直系卑属といいます）は、その要件に応じて代襲相続人になります。なお、代襲相続が発生する原因は、本来の相続人の相続開始前の死亡（同時死亡を含む）だけでなく、相続欠格の場合—民法第891条および廃除された場合を含みます。

6、本来の相続人（被代襲者）の配偶者（左図の場合のG・H・I）は代襲相続人にはなり得ません。

7、代襲相続人の相続分（相続の割合）は被代襲者の相続分を各代襲相続人の間で均等で相続（代襲相続）することになります。